

ケルゼン法学における帰属性 (Zurechnung) 概念の推移

加藤 昌 美

はじめに

第一節 前期 「国法学の主要問題」等

第二節 中期 「一般国家学」・「純粹法学 第一版」等

第三節 後期 「純粹法学 第二版」等

むすびにかえて

はじめに

ケルゼン (Hans Kelsen, 1881-1973) の純粹法学 (Reine Rechtslehre) は、法の段階構造、根本規範、法と国家の同一性、妥当性と実効性など、法についてのさまざまに新しい課題を提示したが、そのすべてに共通するキー概念は「帰属性 (Zurechnung)」であると言つてよいと思つ。この点について、ケルゼン自身が、「帰属性は、法の特種法則性として純粹法学によつて認識されたものである」(RRLI.S. 22) と明確に述べている。¹⁾

ドイツ語の「Zurechnung」は、カントを含む倫理学や実定法学、特に刑法学では、ある行為の責めを行為者に帰するといふ意味で、「帰責」と訳されることが通例である。²⁾ これに対してケルゼンは、存在と当為を峻別する新カント主義的方法二元論に立脚して、規範的結合の特質を表現するところの、より一般的な語としてこの語を使用したので

ある。「帰責」はこれに包含される一つの場合に過ぎないので、本稿では「帰属」を訳語として使用することにする。

ケルゼンは、『純粹法学 第一版』(一九三四年)において次のように説明している。

「法規範は、法律の根本形式である法規 (Rechtssatz) となる。自然法則が原因としての一定の事実の結果としての他の事実を結合するように、法の規則は、法律条件に法律効果(すなわち、いわゆる不法効果)を結合する。前者において、諸事実要件 (Tatbestände) を結合する態様が因果性であるとすれば、後者においては帰属性である。」(RRI S. 22) すなわち、帰属とは、法規という形式での法規範特有の結合様式ととらえられるのである。

この帰属性概念について、ケルゼンの著作を時系列に沿って仔細に検討していくと、帰属概念の定義が三段階に移していることが明らかになる。すなわち、前述の『純粹法学 第一版』の帰属性概念を中心として、その前段階と後段階とも言うべきものである。そこで、本稿では、その三種の帰属性概念に対応する著作を、前期・中期・後期の三期に分けて、それぞれの時期の帰属性概念を分析していくことにする。

まず、前期に属するのは一九二一年の『国法学の主要問題 第一版』(以下、『主要問題』と略する。)からその第二版(一九二三年)までの著作である。帰属性概念の重要性は、何よりもまず、『主要問題 第一版』の中で高らかに宣言された。すなわち、「規範に基づいて行なわれた一つの存在事実〔要件〕(Seinsbestand)と一個の主体との結合が、帰属である」(HP.S. 72)と云うものである。

ケルゼンは、一九二一年冬にウィーンで開催された社会学学会で『法律学的方法と社会学的方法との境界について』と題する講演を行ったが、内容は『主要問題 第一版』に大幅に重なる。

『主要問題 第一版』を出発点として、「ウィーン法理学派」(F・シュライアーによる命名)が誕生した。³⁾ケルゼ

ンは、このウィーン法理学派に属したF・ザンダーと帰属性をめぐって論争を行っている。⁽⁴⁾

一九二三年に出版された『主要問題 第二版』に付された二四頁にわたる序文 (Vorrede) の中で、ケルゼンは、第一版刊行後の十二年間の理論の発展を叙述するとともに、第一版の内容の修正すべき点を自ら指摘した。しかし、第二版刊行に際して本文には一切変更がなされなかったため、理論の全面的展開は、中期の著作を待たねばならなかった。序文の中には中期の内容はほぼ出そろっているのであるが、第二版の本文は第一版と同一なので、ここまでを前期とすることにす。

次に、中期に属するのは、『主要問題 第二版』序文で述べられた理論的展開が、国家については一九二五年の『一般国家学』において、法については一九三四年の『純粹法学 第一版』において結実し、さらに、この両著のエッセンスを英語で論じた一九四五年の『法と国家の一般理論』までの時期である。

この時期はケルゼンが自らの『純粹法学』を学問的に完成させた時期でもあったが、ケルゼン自身は、オーストリアのウィーン大学から、ドイツのケルン大学、スイスのジュネーブの国際高等研究所、チェゴのプラハ・ドイツ (語) 大学、アメリカのハーヴァード大学を経て、最終的にカリフォルニア大学バークレー校に落ち着くまで、政治的迫害も受け、転々とした苦難の時期であった。

中期の著作に共通する特徴は、帰属を中心の帰属と周辺の帰属の二つに区分する点である。この修正の理由は、『主要問題』における帰属性概念が明晰性を欠いていたということであると思う。

後期は、『純粹法学 第一版』の全面改定版である『純粹法学 第二版』が出版された一九六〇年以降ということになる。後期の特徴は、中期のように形容詞の「中心的」と「周辺の」を付けて帰属を二種類に区分するのではなく、『帰属 (Zurechnung)』のほかに「転属 (Zuschreibung)」という別の語を使用した点である。

中期と後期の間には、帰属性を論じた論文がいくつかあるが、その中で重要なのが、一九五〇年の「因果性と帰属性」(英文。なお、独文増補版が一九五五年に、英文増補版が一九五七年にそれぞれ公刊されている。)と一九五三年の「純粹法学とは何か」である。これらの論文は、基本的には中期の帰属性概念を踏襲しているが、『純粹法学 第二版』での改定を予告していると見られる部分を含んでいる。

『純粹法学 第二版』以降は、帰属性概念の展開は見られないようであるが、他の論者からの批判に対して応答する形での論述はなされているので、本稿では、その中から J・ストーンと R・ホーフマンの批判への反論を取り上げる。

第一節 前期 『国法学の主要問題』等

『主要問題』でケルゼンが追求したのは、方法の純粹の原理、すなわち法が独立の対象であり、したがって相關的に、法学が独立の科学であるとすれば、法学は、他の科学とのあらゆる混合から脱却しなければならぬという方法の純粹 (Methodenreinheit) の原理である。

ケルゼンは、この方法の純粹化作業を二つの方向に対して行った。第一の方向は、法を自然的所与の現実の一片として、因果科学的方法によって把握しようとする、いわゆる社会学的考察(心理学も含まれる)の要求に対するものである。ケルゼンはこのような立場を総括して、「法学の規範的性格は、消極的には、法学が―前述したように―存在の世界に属する事実的出来事を説明する必要はない、すなわち、説明的学科ではないという点に表れており、積極的には、法学は規範を対象とし、―因果法則の下にある現実の生活からではなく―この規範から特別な法的概念が導

き出されなければならないという点に表れている」(HP.S. 6) と述べているのである。

第二の方向は、法学を実定法の領域から倫理的・政策的要請にもちこもうとする自然法的要求に対するものである。しかしながら、『主要問題 第一版』では、この方向はそれほど前面には表れておらず、もっぱら、第一の方向である因果的科学の要求に対する純粹化に精力が注がれていたようである。

ケルゼンは、『主要問題』で「規範に基づいて行われた一つの存在事実〔要件〕と一個の主体との結合が、帰属である。帰属は、全く独特の、因果的結合や目的論的結合とは完全に異なったところの、要素の結合である。帰属は、規範に基づいて生じたものであるから、規範的結合と呼ぶことができる」(HP.S. 72) と論述している。

ケルゼンは『主要問題』において、帰属性が自然の因果法則性に対応する法の特種法則性であることを明らかにしており、帰属性が法規の内部において綜合される要素の間に成立する結合、文法的には「べし」(Soll) によって決定されたような種類の結合であることを示しているが (HP.S. 71)、人を殺した者は刑罰に処せられるとする法規は、物体はこれを熱すれば膨張するという自然法則とは、全く別種の意味で条件づける事実と条件づけられた事実とを結合する (つまり、人が殺人行為を行ったという事実と人が処罰行為を行うという事実。ケルゼンはこの両者を言うのに *Tatbestand* を用いる場合があり、通常の用語法とはややずれるので、注意が必要である) とする。法規においてこの両者を結合するものは *Sollen* (つまり、処罰行為を行う「べき」である) である。

ケルゼンが一例として、屋根から瓦が落下し、通行人がそれに当たって死亡した場合、通行人の死がその家屋の所有者に帰属され、また殺害者に被害者の死が帰属されるといったのは、実はそのために、家屋の所有者または殺害者が一定の制裁を受けるという内容の法規の存在を前提しているのである。これを一般的に言えば、ある人間に特定の要件が帰属される、「この故に」彼は処罰されるという形式で示されるという。

これは、この要件が、ある人間に加えられる、強制作用のための立法者が設定した実定法規によって定められた条件であることを示している。したがって、帰属とは法規中の二つの要件、すなわち、条件づける要件 (bedingender Tatbestand) と条件づけられた強制作用 (bedingter Zwangsakt) との結合を意味していたことが理解される。確かに、今述べたとおり、特定の要件が帰属されるとは、この要件が強制作用の条件として定められる以外に、何ものをも意味しないからである。

ところが、前述の説明においては、このような意味の帰属と、特定の行為が国家に帰属される（たとえば、死刑執行者の死刑執行が国家の行為とされる）といった場合の、一つの要件が一個の人格に関係させられる場合とが全く区別されていない。

そして、ケルゼンは、「義務主体性あるいは人格性は、帰属過程の最終的結果であり、この帰属過程は、国家人格に至る外的帰属とは区別して、内的帰属の過程と呼んでもよからう」(HR S. 517) とするが、両者とも、要件と法主体との結合という点では同じである。外的帰属は、不法効果すなわち条件づけられた要件が条件づける要件を条件として国家に帰属されるのに対して、内的帰属においては、不法要件すなわち前件は国家以外の他の法主体に帰属されるとする。

しかし、ケルゼンの帰属性についての説明には多少の混乱が存在していた⁵⁾。ケルゼンにおいては、法規内の二つの要件、たとえば窃盗である要件と刑罰である要件との結合が帰属性と言われるとともに、代理人の行為が本人のために効果を生じ、機関の行為が法人の行為としての効果を生ずるような結合の関係をどちらも同じように帰属と呼ばれていることを表している。

ケルゼンは自身、『主要問題 第二版』の序文において「主要問題の叙述に無理がある (Verdan) 点は、法規におけ

る二つの要件の結合の場合と、同じく帰属と呼ばれるところの、一つの要件が一個の人格に関係づけられる場合とを、私が区別していないという事実である。まさに後者の意味の帰属性が主要問題にとってはきわめて大きな意味をもつようになってきた。なぜなら、主要問題は、国家の本質への問いを、後者の帰属の問題と認識するからである」(HP2 S. IX)と、『主要問題 第一版』における用語の不備については自ら認識している。

とはいえ、『主要問題 第一版』が、法規中の二つの要件の結合の場合とこれと異なるところの一つの要件が一個の人格に関係させられるところの場合とを、同じように帰属性と称して区別していないという厳然たる事実があり、ケルゼンの帰属性の説明は修正を必要とするものであった。ケルゼンは、『一般国家学』においては、この二種の帰属性概念を区別して発展させているのであるが、この点からも、この帰属性の概念の推移を良く理解することが我々に求められていると考える。

一九一一年の『法律学的方法と社会学的方法の境界について』は、社会学学会で行われた講演であるという性格から、法律学的方法と社会学的方法との相違点の説明に力点を置いたとケルゼンは明言しているが、主要問題の紹介的解説だとも言えると思う。ケルゼン自身は、『境界』は『主要問題』から抜き出した (entnehmen) と明言しているが (Grenzen Vorbemerkung)、実際には微妙な用語の変更がなされている。たとえば、『主要問題』では「規範に基づいて行われた存在事実〔要件〕と主体との結合が帰属である」(HP S. 72) となっているところが、『境界』では「規範に基づいて行われた存在事実 (規範客体) と人格 (規範主体) との結合が帰属である」(Grenzen S. 49) となっている。その他、帰属性に関する記述のうち目に留まるものとしては、たとえば、法的帰属は、「規範客体と規範主体の間に最大の間隔が存在し、因果的連関または目的論的連関、すなわち、説明的考察に対しては、何らの連関も存在してはならないことを示すのである」(Grenzen S. 49)、「帰属によって相結合される両要素の一つ、すなわち、帰属主体また

は人格者は、その特殊な性質に基づいて、因果系列中の原因として存在し、または意思作用を行使することによって、目的論的結合を生じさせることはできない」(Genzen, S. 52) 等がある。また、帰属は、すべて規範に基づいて行われるのであるから、人の行為がその行為者に帰属されることなく、かえってその背後にあると考えられる共通的主体、すなわち、国家に帰属されるのは、いつ、いかなる状況の下においてであるかの標準も、また法的規範から導きだされるべきであり、したがって、一切の法秩序は、帰属規定の集合 (Summe von Zurechnungsregeln) という指摘も重要である (Genzen S. 57)。この故に、統一的國家意思または統一的國家人格の概念は、帰属規定としての法秩序の統一性を示すものなのである。

前期において行われた F・ザンダーとの論争は、ケルゼンの帰属性概念の推移に影響を与えたものと言えるであろう。ザンダーは、元來ケルゼンの弟子であり、ウィーン学派に属していた。彼はケルゼンの帰属性を、「法律要件と法律効果の間の法実在的な、実証的な依存性は、『帰属性』という総合的な法原則によって打ち立てられる」と理解して、「『帰属性』を何らかの法的に重要な結合態様として研究に持ち込んだという功績は、ケルゼンに帰せられる」と讃えるのであるが、「ケルゼンの『帰属性論』は、純粹法学の領域にある、法的結合の問題の解決として見ることはできない」として、「ケルゼンの『帰属』の概念は、彼の『当為』の概念の派生語であり、本質的に倫理的起源の性格を持つ概念に等しい」、つまり、法学に倫理学を持ち込んでおり、法学の純粹性に問題があると根本的な非難を行ったのである。ザンダー自身は、哲学上のマールブルグ学派の超越論的方法を適用して独自の「法経験の理論」を樹立して、ウィーン学派から訣別し、別の道を歩むことになる。ケルゼンはザンダーの批判を『主要問題』に対する批判としてはある程度評価したが、その後の展開を踏まえると非難は的はずれであると応答した。このザンダーの批判に対する全面的回答が、中期の著作と言える面もあると思う。なお、サンダー・ケルゼン論争については、文献も合

めて詳細に検討した拙稿「ザンダーの法学における帰属性 (Zurechnung) の研究—ケルゼンの純粹法学との論争—」(注4)の参照をお願いしたい。

第二節 中期 『一般国家学』・『純粹法学 第一版』

(1) 『一般国家学』

一九二五年の『一般国家学』は、『主要問題』における方法の純粹性という基本的構想を国家学の分野で全面的に展開した著作である。同時代において、「ドイツ系の文献に限るとして、十九世紀の末葉から公にされたものうちで、本書は、おそらくイェリネックの『一般国家学』と並んで斯界の最高峰を画するものであろう」という高い評価がある。その方向性は前述したように『主要問題 第二版』の序文で提示されていたが、『主要問題 第二版』の本文には組み込まれていなかった^⑥ので、この『一般国家学』がケルゼン法学の全体像を示した最初の著作だと位置づけ^⑦てもいいと思う。

帰属性に関して、『主要問題』と異なる点は、帰属性を新たに「中心的帰属」と「周辺の帰属」とに区分した点であるが、これらの変化の要因は、『主要問題 第二版』序文においてケルゼン自身が論述しているように、「国家と法の関係が、『主要問題』自体の中で既に創造された方法的諸前提に一致する、完全に満足のゆく解決をここでは未だ見いださず、…『主要問題』は自ら確認した国家意思概念の完全な帰結を未だわがものとしていない」(HP2 S. X-IX)か^⑧ひであると考えられる。

ケルゼンは、まず、帰属について、「要件と効果との特殊な結合は、これを『帰属』と呼び、それによって、術語

上も明瞭に、因果性—自然の体系における要素の結合—から区別することができる。このまったく法理論上の帰属の概念は、法政策上の、特に刑法を目標とする帰属原理（いわゆる「帰責」とはけっして同じではない。もとより、帰属という術語は、多くはこの後者の意味に用いられる。けれども、それから、法理論上の概念は容易に引き出される」（ASL S. 49）と定義するが、これは「主要問題」とほぼ同じである。しかし、これとは異なる結合についても、帰属と呼ぶべき場合があるのである。

すなわち、「一つの要件の秩序または部分秩序の統一性への関係づけは、「帰属」とも呼ばれる。しかし、前述の帰属が法規範内、したがって法秩序内の二つの要件の結合であるのに反して、これは一つの要件が、法規範体系としての法秩序の統一性への関係を示しており、その規範内容として先の意味で帰属された要件が法規範の内容として表われることによって、前述の帰属と異なる。（一つの要件の）「人格」への帰属を、別の一つの要件への帰属から用語上区別するために、中心的帰属（zentrale Zurechnung）法規範の体系の中心への帰属）と呼び、他を周辺の帰属（periphere Zurechnung）法規範の体系の周辺における帰属）と呼び、区別することができると思う。周辺の帰属は、常に一つの要件から他の要件に通ずるのであり、中心的帰属は一個の人格（Person）に導くが、しかし、人間（Mensch）に導くことはなく」（ASL S. 65）とする。

では、「中心的帰属」と「周辺の帰属」とは、「主要問題」でなされた「外的帰属」と「内的帰属」とは、どのような関係にあるのか。

前述のとおり、ケルゼンは、「主要問題」において、「帰属とは規範に基づいて行われる存在要件と主体との結合」であるとして、「外的帰属」の名の下に法規の中で表現される条件づけられた要件と国家人格との結合を示し、「内的帰属」の名の下に法規の中で表現される条件づけられる要件と国家以外の他の法主体との結びつきを示した。両者とも、

要件と法主体との結合という点では同じである。しかしケルゼンは、「私は法規の内部に包摂された諸要素の間に存する結合として、すなわち文法上『べし』によって組み立てられる結合として、帰属を示さなければならぬ」(HP2 S. IX) と言ひ、「主要問題」で述べられた帰属は、法規の中の二つの要件の結合、したがって、「一般国家学」で言う「周回的帰属」であるとす。しかし、「主要問題」で述べられているのは、法規の条件付ける要件と法主体との結合、すなわち「内的帰属」だけである。

どうして、「内的帰属」と「周回的帰属」とが同一になるのか。この理由について、ケルゼンは、「一人の人間への帰属について語られる場合には、人間その者ではなく、個々の人間の作為不作為が諸要件として考察されることを注意する必要がある。したがって、一人の人間への帰属は常に一つの要件への帰属であり、前述した意味の二つの要件の結合なのである。問題が帰属される主体に関するものならば、すなわち、帰属主体の概念でもって帰属によって構成される人格が取り扱われるならば、それは常に秩序または部分秩序の統一への関連の意味における中心的帰属に關しているのである。すなわち、(特殊な法的不統一としての) 人間の概念と區別しての法人格、つまり、(権利・義務の主体としての) 広義における法主体は、あたかもこの統一の關係の概念と同一なのである。なぜならば、法人格とは関係点、帰属点を意味しているにほかならないからである」(ASL S. 65) と論述している。

したがって、「主要問題」において述べられた「内的帰属」は、要件と人間(その作為・不作為)との結合にほかならず、「外的帰属」は、要件と国家人格との結合ということになる。すなわち、前者にあつては、法主体という概念の下に人間が、後者にあつては人格が理解されていたのである。これを「主要問題」の「内的帰属」および「外的帰属」と対比し、結びつけて図示すると次のようになる。

【主要問題】…内的帰属Ⅱ「人間」への帰属⇩「一般国家学」…周辺の帰属

【主要問題】…外的帰属Ⅱ「人格」への帰属⇩「一般国家学」…中心的帰属

以上のことから、「主要問題」においては、「法主体」という概念があいまいであったこと、つまり「法主体」の下に「人間」と「人格」が理解され、「人間」と「人格」とが混同されていたことが明らかになる。

ケルゼンは、「一般に「人格」がそうであるように、特別に「国家機関」もまた、特殊な事実または事実の複合の人格化である」(ASL S. 266)とし、そして、国家機関の機関作用である人間の行為が、国家の体系中に入ってくれば、「実は、もはや人間の行為としては、問題にならなくなる。なぜならば、この新しい体系関係においては、人間という特殊な統一体への関係は失われ、対象がなくなってしまうからだ」(ASL S. 267)とする。

次に、国家行為は国家が意欲した行為かという問いを發し、国家が行為を意欲するのは、行為が国家に帰属させられるからであるとして、国家意思と機関意思について、次のように論述している。

「重要なことは、人間の内的意思現象が国家に移されることではなくて、一定の資格をもった人間の行為が国家の行為と解され、国家に帰属されるということである。……ある要件の国家への帰属は、その要件の国家的秩序の統一体への関係にほかならない。そして、この関係が生じるのは、右の要件が国家的秩序の規範中に當為されたものとして定められているからであり、かつ、その限りにおいてである。国家の意思とは、機関行為、国家行為としての性質を付与された要件にとつての—秩序の統一を表現する—帰属の終極点である。」(ASL S. 268)

(2) 『純粹法学 第一版』

一九三四年の『純粋法学 第一版』は、純粋法学的方法的エッセンスをまとめたものであり、これまでのケルゼンの研究の結晶として、研究の成果を簡潔に集大成されたものとしての性質を持つとされるが、帰属性についての基本的見解は『一般国家学』と変わるところはなく、両者をあわせて中期ケルゼンの帰属性論と言っていると思う。『一般国家学』における中心的帰属と周辺の帰属という帰属性の二つの区分は、『純粋法学 第一版』においても踏襲されて、さらに「中心的帰属」という節も設けられている。

『純粋法学 第一版』の帰属概念は、本稿冒頭でも引用したように、法規範は、仮言的判断（もし〜ならば、……）の形をとる「条件づける事実要件 (bedingender Tatbestand) と条件づけられた効果 (bedingte Folge) との特殊な結合」、つまり法律要件と法律効果の結合であり、これが法律の根本形式である法規であり、この結合が帰属であるというものである。そしてこの帰属関係を表示する言葉が「Sollen」（べし、当為）であり、因果関係を表示する言葉である「Müssen」（必然）と対置される (RRLI S. 22)。

そして、中心的帰属と周辺の帰属の区別について、「法人の義務と権利は、人間の行態に関する義務と権利であるから、常に個人の義務と権利である」(RRLI S. 56) が、「人間が法共同体の機関であるのは、彼がなす行為が—法共同体を構成する—部分秩序によって定められており、それ故、この秩序の統一体に関連づけられているからであり、またその限りにおいてである。秩序の統一体のある事実要件の関係づけもまた、「帰属」と呼ばれる。それに従えば、「人格」は、「帰属」点である。法人の一切の行為は、擬制的主体に帰属させられる人間の行為であり、部分的法秩序の統一体または全体的法秩序はこのような主体として表象される。しかし、この—中心的—帰属は、前に述べた—周辺の—帰属とは全く別の作用である。周辺の帰属によつては、事実要件が秩序の統一体ではなく、秩序の内部において他の事実要件に関係づけられる。すなわち、二つの事実要件が法規の中で互いに結合されるのである」(RRLI

S.57) と論述される。

ケルゼンは、さらに、法人の責任の制限について、「法人として活動する共同体を形成している諸個人の集合財産に強制執行を制限する点に、すなわち、このいわゆる責任の制限の点に、私法上の法人を特殊に性格づける特徴が存する。だが、公法上の法人にとって、この特徴は問題にならない。あるいは第一義的には問題にならない。特に、国歌という法人にとっては問題にならない。国家は、全体的法秩序の擬人化として、すべての部分的法秩序、したがってそれに編入されるすべての自然人と法人を包含し、その限りにおいて中心的帰属の終極点なのである」(RRLI S.58) とする。

次に、帰属問題としての国家については、ケルゼンは、国家人格への帰属として、また、法律的帰属問題としての国家について、大要次のように論述している。「国家が法秩序であるということは、…いかなる国家行為も、法行為として以外に、すなわち、法規範の設定と執行の行為としてのみ表れることができるという点において示される。人間の行為は、それが法規範によって国家行為として性質を付与されることによつてのみ、国家行為となるものである。個々の国家行為から見れば：国家の問題は帰属の問題である。それは、一定の人間の行為は何故、その行為を行う人間自身ではなく、いわば彼の背後にあると考えられる主体に帰属させられるのであるかという問題のうちに表示される。この帰属の唯一の可能な規準は、法規範である。…国家行為の主体としての国家、すなわち、人格としての国家は、前述の秩序の擬人化にはかならない…国家人格への帰属は、帰属される事実要件を国家行為とし、その事実要件を行う人間に国家機関としての性質を付与する。このようにして、他の法人と同様に、国家の法人格は、統一体の表現として一個の法秩序であり、帰属点である」(RRLIS.120)。

以上のとおり、ケルゼンは、「帰属性」について、周辺の帰属と中心的帰属を区分し、中心的帰属の下に「一個の

事実要件が秩序の統一体に関係づけられる」(RRLI S. 57) 結合を理解しており、それを使用しているのも「一般国家学」におけると同様であり、この時期においては、二種の帰属性概念を使用していることがわかる。

したがって、「一般国家学」と「純粹法学 第一版」との関係は、次のようなものであると考へる。「一般国家学」は、ケルゼンがその序文で触れているように、「一般国家学」の諸問題は、ことごとく特殊な秩序の通用および創設の問題として、静態と動態との区別が体系上の主要思想になる」(ASL S. III) とする。一方、「純粹法学 第一版」は、「私の目標は、法政策的議論に変質してしまった法律学を真正の科学の高みに、精神科学の高みに引き上げることであつた」(RRLI S. III) とする方法論的関心がケルゼンの理論の背景にあるのではないかと思う。たとえば、ケルゼンは、「純粹法学 第一版」において、カント哲学において因果法則が超越論的範疇と呼ばれるのに対応して、法法則である帰属性 (不法効果と不法行為との結合という意味での) を超越論的範疇と呼んでいるのである。(vgl. RRLI S. 235)

なお、中期の著作には、この時期のケルゼンの政治的境遇から發せられたと推測される言葉が行文の端々にうかがわれ、「主要問題」で純粹法学によって克服されるべき理論的な相手として、自然法学が想定されていたのに対して、「純粹法学 第一版」では政治イデオロギーが前面に出てきているように思う。

(3) 『法と国家の一般理論』

一九四五年の『法と国家の一般理論』は、ドイツ語圏を離れたケルゼンが英語圏、特にコモン・ロー法圏の読者に自らの純粹法学を説明することを意図して書いたドイツ語原稿を、A・ウエドバーク (Anders Wedberg) が英訳したものにケルゼン本人が手を加えてできた英語の著作である。帰属に関しては、『一般国家学』と『純粹法

学 第一版』の延長線上にあると考えられるので、中期に加えることにする。

【法と国家の一般理論】において、ケルゼンは、Zurechnung に対応する英語は imputation であるとして、「imputation は、何らかの出来事 (event) が特定の個人に帰される (attributed)、あるいは特定の個人との関係 (connection) をもたらすという観念を伝えるものである」と説明するが、「帰属 (帰属可能性)」の項では、主としてサンクシヨンとの関係での責任・帰責について触れられているにすぎない。(GILS p. 91-92)

ケルゼンが、やや詳細に帰属を論述するのは、「帰属の問題としての国家の問題」の項である。

「人間個人のある一定の行為が、国家の行動と解される。どんな条件の下に、我々はある人間行為を国家に帰せしめる (attribute) のか。…どうやって、我々は、国家行為である人間行為を、そうでない人間行為から区別できるのか。我々が人間行為を目に見えない人格としての国家に帰させる (refer) 判断が、国家への人間行為の帰属を意味する。国家の問題は、帰属の問題である。国家は、いわば、さまざまな人間行為がそこに投影される一つの共通点、いろいろな人間行為にとつての帰属の共通点である。その行動が国家行為と考えられる諸個人、その行動が国家に帰属される諸個人は、国家の「機関」と呼ばれる。」(GILS p. 191)

さらに、「ある人間行為を国家に帰属させることは、この行為が特殊な仕方では規範的秩序により規定されているということを条件としてのみ可能であり、そしてこの秩序が法秩序なのである」(GILS p. 192) としているが、この点は、中期から後期へのつながりという観点からも、注目すべきものである。

第三節 後期 「純粹法学 第二版」等

七九歳のケルゼンは、一九六〇年に「純粹法学 第二版」を出版した。おそらく自らの純粹法学の集大成のつもりであつたろうと推測できるが、本文が一五四頁であつた第一版に比較すると、はるかに小さい活字で本文三五四頁(付録として収められている「正義の問題」を含めると五三四頁)の大部の著作になつており、全訂新增補版 (völlig neu bearbeitete und erweiterte Auflage) と銘打たれている。これまでの純粹法学の基本的枠組みは維持されているが、この第二版ではそれまでの帰属性論に重大な変更が加えられた。すなわち、中期の著作では帰属性を中心的帰属性と周辺の帰属性の二種類に分けて論じていたが、第二版では、帰属性を論じるのに「Zuschreibung」(「転属」という訳語を用いることとする。)^⑩ という新概念が用いられるのである。従来の帰属性概念は、その意味を縮小されたと考えられるので、これをもって、後期の帰属性概念と呼ぶことにしたいと思う。

(1) 「因果性と帰属性」

ケルゼンは、中期と後期の間の一九五〇年に「因果性と帰属性」という英語論文を発表した(増補されたドイツ語版と英語版がある)^⑩。内容は、因果性と自由意思の問題が中心を占めており、帰属性概念自体は、中期の概念と変わりはしない。

まず、因果性と帰属性の関係について、「因果性の原理は、おそらく応報の規範にその起源をもつ。応報規範において悪行には罰を、善行には賞を結合する」という帰属性の原理の変形が因果性の原理である」という、帰属性が因果

性に先行するという興味深い見解が示される。次いで、自由意思や決定論について論じた後、「善行や不法行為が帰属性の終極点であることを意味するのに対し、因果性にはそのような終極点は存在しない」と因果性と帰属性の相違を強調する一方で、「合理的・経験的世界観と形而上学的世界観という、根本的に異なった、両立不可能な二つの哲学の対立のようにみえたものは、実のところ、どちらも合理的で経験的な二つの異なった認識方法、すなわち、認識がその対象の諸要素を互いに結合し、一方の方法が他方の方法と完全に両立可能であるような二つの異なった方法の並行関係 (parallelism) である。これこそが、因果性と帰属性の二元論である」とも述べている。

(2) 「純粋法学とは何か」

帰属性概念の推移との関係から言つてより重要なのは、一九五三年に発表された論文「純粋法学とは何か」¹¹である。この論文は、チューリヒ大学教授の Z・ジャコメッティ教授の六十歳記念論文集に発表されたもので、純粋法学のエッセンスを簡潔にまとめたものであるが、注目すべきことは、ここで初めて「zuschreiben」という動詞が二度用いられていることである。

この論文の中に、「純粋法学は、国家は法を創設するとか、権利を保障するとかの言明をもって、法秩序によつて規定された一定の人間が法秩序によつて規律された手続きの中で、それ故、法秩序により構成された共同体の機関という法秩序によつて付与された属性の中で、法規範を創設し、適用し、強制権力をもつて執行する、という事実が比喩的に記述されているにすぎないということを示している。すなわち、法人格としての国家の行為は人間の行為であることができるにすぎないが、その人間の行為は法人としての国家に、つまり法秩序の擬人化 (人格化) としての国家に転属され (zugeschrieben)、しかも法秩序に基づいてのみ転属されることができるとしている」とい

う論述があるが、ケルゼン自身は、この語の詳しい説明をしていない。

(3) 『純粹法学 第二版』

ケルゼンは、『純粹法学 第二版』で、この「zuschreiben」を、帰属を表す新しい概念「Zuschreibung」⁽¹⁷⁾として導入した。この概念は機関の権限 (Kompetenz) を論ずる箇所でも最初に用いられ、以後、キー概念として論述が展開される。

「個人が共同体の機関であるというのは、その個人が共同体に転属される (zugeschrieben werden) ことのできる作用を行うという限りにおいてである。共同体の機関である。したがって、その作用について一般に言われていることは、人格だと考えられている共同体が、その機関として職務を果たす個人を通じて、その作用を行うということである。その中には、擬制がある。なぜなら、共同体ではなく、個々の人間が、まさにその作用を行っているからである。」(RRL2S. 154)

この文章の「zugeschrieben」に脚注を付けて、帰属性概念の変更について、「以前の著作では、私は、当該の思考操作を『帰属 (Zurechnung)』と呼んできた。しかし、この語は、とりわけ、二つの要件 (Tatbestand) の規範的結合を特徴づけるものであり、この結果は因果的結合に類似している。だから、私は、ある作用を共同体に帰属する『中心的』帰属と、二つの要件の規範的結合である『周辺の』帰属とを区別しなければならなかった。この用語法は、それほど満足のいくものではなく、誤解を招くものである」と述べ、⁽¹⁸⁾「だから私は、今後は、『帰属 (Zurechnung)』という語の使用を、二つの要件の規範的結合に限定する」と宣言的に断言する (RRL2S. 154)。

ケルゼンは、さらに、「諸個人の共同体、すなわち、諸個人に共通しているものは、彼らの行態を規制しているこ

の秩序の中に存する」とし、続けて「個人の行態が、規範的秩序によって構成された共同体に、転属されることができ—そしてすなわち、擬制を用いずに言えば、共同体を構成する規範的秩序に関係づけられることができる—のは、この行態がこの規範的秩序の中で、条件または効果として規定されている場合だけである」とする。

そしてさらに、「個人の行態が共同体に転属され、共同体の行為として解釈される点において、共同体は、行為主体つまり人格として叙述されている。すなわち、人が行い、規範的秩序の中で規定されている作用を、この秩序によって構成される共同体に転属することは、共同体の擬人化を含意している」としながら、「だが、この擬人的転属の中に表現されているものは、共同体に転属された行態が、共同体を構成する規範的秩序の中で規定され、この最も広い意味において共同体によって授權されているということにほかならない」とする。さらに、「人間の行態の行為を共同体に転属するということは、共同体を構成する秩序にこの行為を関係させること、そして（語の最も広い意味において）規範的秩序によって授權された行為として把握することを意味しているにはかならない」のである。

「したがって、規範的秩序によって規定され、それによってこの最も広い意味において授權された個人の一切の行態は、規範的秩序によって構成された共同体に転属されることができ、共同体の作用として解釈されることができ、その行態が規範的秩序の中に規定され、秩序によってこの意味において授權されている一切の個人、すなわち秩序によって構成された共同体の一切の構成員を共同体の機関として見られることができるのである」。(以上、RRL2 S. 154)

そして、「個人が共同体の機関であるというのは、個人が共同体に転属可能な行態を行うことができるからであり、そしてその限りにおいてである。そして、ある行態が、共同体を構成する規範的秩序の中で条件または効果として規定されている場合には、その行態は共同体に転属可能なのである」と論述する。

ケルゼンは、さらに、「それが機関作用、つまり語の最も広い意味における機関作用の第一次的概念、つまり根本概念である」とし、「機関の概念ではなく、機関作用の概念こそが—特に法学の領域にとつては—本質的事態を把握しているのである」とする。

ケルゼンは「一般的には共同体機関の問題、特別には国家機関の問題について、用語法に問いかけることは大部分が重要であるが、この用語法は首尾一貫していないのだということは、繰り返し強調されねばならない」と力説する。そして、「このことは、とりわけ、法秩序において規定された作用の、法秩序によつて構成された共同体への転属が、必然的思考操作ではなく、可能な思考操作にすぎないので、強調されねばならない」としながら、「しかし、作用を行ふ個人は、法—共同体の『機関』と呼ばれることは可能であるが、必然でなければならないわけではなく、その作用は、共同体に転属されることが可能であるが、必然でなければならないというものでもない」(以上、RRL2.S. 161)とする。留意すべき論述であると考ええる。

転属は、「中心的帰属」の名称を変えたのみと受けとめられることが多いと思う。しかし、ケルゼンは、帰属を中期までのように二種類に分けるのではなく、この区分を明示的に放棄したうえで、帰属と転属という二つの別の語を使用して規範的結合を論ずる方向に転換したのである。

(4) 「ストーン教授と純粹法学」

帰属概念について、『純粹法学 第二版』以降の展開はないようであるが、批判に対する反論のうち、二編を見ておくことにしよう。その第一は、J・ストーンに対するものである。

『ストーン教授と純粹法学』¹³は、米国のロスコウ・パウンドの門弟で、シドニー大学教授であるジュリアス・スト

ーンが、一九六四年に公刊した『法システムと法律家の推論』の中で、ケルゼンの純粋法学に対して行った痛烈な批判^⑭に依って行ったケルゼンの反論である。

「帰属性と因果性」の項で、ケルゼンは「純粋法学の最も本質的な寄与の一つは、因果性の概念とは異なったものとしての帰属性の概念である」と述べ、さらに「純粋法学は、自然科学がその対象を記述するところの、いわゆる自然法則で適用される因果法則であるのに反して、帰属性法則は法命題で適用され、それによって法学がその対象を記述する。ストーン教授の提示では、法命題の本質的要素としての帰属性法則は、全く触れられていない」と応えている。

(5) 「論理学的法理解と形而上学的法理解」

もう一つは、ループレヒト・ホーフマン著『論理学的法理解と形而上学的法理解—ハンス・ケルゼンの法概念に寄せて』^⑮に対する反論である。

まず、「ケルゼンは当為の要件に該当する『周辺の』帰属性と、当為の主体に関係し、ケルゼンが今では『転属』と名づけている『中心的』帰属性とを区別している」ホーフマンの主張に対して、ケルゼンはこの区分は現在では明示的に放棄したのであり、この理解に立つ批判は現時点では有効でないと応ずる。そして、批判が『主要問題』や『純粋法学 第一版』で述べられていた古い見解に対して行われることに苦言を呈する。

また、ホーフマンが『主要問題』から前述の通行人の死亡を家屋の所有者に帰属する例を持ち出し、心理学的意思概念と関連させることでケルゼンを論難したことについて、次のように言っている。

「私は、帰属性の終極点を『人間の内面に』考えるつもりはまったくくない。帰属性の終極点は、—私の学説によると—『純粋法学』の数多くの箇所からと同様に—人間の行態である。……人間の命令に適合する行態が報賞を受けたり、

命令に違反する行態が償わさせられたり、処罰されたりする。この人間の行態の中に、道徳的責任または法的責任である帰属は、終極点を見いだす。……行態とは積極的行為または消極的不作為である。人間の「内面」において考えられた終極点はあり得ないのである。」

(6) 『規範の一般理論』における帰属性

一九七九年の『規範の一般理論』⁽¹⁶⁾は、ケルゼンの死後、K・リンククホーフアー (Kurt Ringhofer) と R・ヴァルター (Robert Walter) がケルゼンの遺稿を、ケルゼンの理論体系にそって配列して編集したもので、第七章に「因果性と帰属性」の項があるが、もっぱら因果性が論じられているにすぎない。

むすびにかえて

ケルゼン法学における帰属性概念の推移は、次に述べるとおり、前期・中期・後期の三期に区分して時系列的に把握することが妥当であると考へた。

『主要問題』一、「一般国家学」・『純粹法学 第一版』および『純粹法学 第二版』における帰属と転属の關係について、周辺の帰属と中心的帰属を『主要問題』の「内的帰属」および「外的帰属」と対比し、さらに『純粹法学 第二版』の「転属」と結びつけて考察してきた。『主要問題』では、「外的帰属」の名の下に法規の中で表現される条件づけられた要件と国家人格との結合が示され、「内的帰属」の名の下に法規の中で表現される条件づけられた要件と国家以外の他の法主体との結合が示された。両者とも、要件と法主体との結合という点では同じである。「外的帰属」は、

不法効果すなわち条件づけられた要件が条件づける要件を条件として国家に帰属されるとし、他方、「内的帰属」においては、不法要件すなわち前件は国家以外の他の法主体に帰属されるとするケルゼンの帰属性についての説明には多少の混乱が存在していた。すなわち、「主要問題」の時点では帰属性には二種あるとしている。つまり、ケルゼンは、当時では、帰属性の概念の不明性の故に、原因と結果との二つの要件の結合である帰属性の法則との並行性の意識が妨げられており、むしろ法と法学との関係をめぐるザンダーとの論争を経て、そうした並行性の確立こそが『主要問題』で主張しようとした「真意」であると表明するに至った。このことが、それらの変更に至った要因であると思われる。この点を詳述することが『一般国家学』・『純粹法学 第一版』の課題であった。

では、どうして、「内的帰属」と「周辺の帰属」とが同一になるのか。その理由について、ケルゼンは、ある人間への帰属とは、ある要件への帰属、先に展開した意味における二つの要件の結合にすぎないということであるとすると (ASL)。したがって、『主要問題』において述べられた「内的帰属」は、要件と人間 (その作為・不作為) との結合にほかならないことになり、また、「外的帰属」は、要件と国家人格との結合ということになる。すなわち、前者にあつては、法主体という概念の下に人間が、後者にあつては人格が理解されていた点が混乱を起こしていた原因であつたと解されるのである。

ところが、帰属性概念については、『一般国家学』・『純粹法学 第一版』で論述された「周辺の帰属」と「中心的帰属」との区別は、『純粹法学 第二版』において放棄された。それに代わって「帰属性」という概念は、法規の二つの要件の結合のみに限定され、事実要件と人格との結合を表すには、「転属 (Zuschreibung)」という概念が使用されるに至った。すなわち、本稿で考察してきた「帰属性 (Zurechnung)」という語は、以後、限定された意味で用いられることになるのである。ケルゼン法学の帰属性論は、後期の『純粹法学 第二版』でこのように大きく変

化したことをもって、最終的に確定したものと解される。

ケルゼンの批判者として、前稿ではザンダー、本稿ではストーンとホーフマンを検討したが、彼らに共通するのは、ケルゼン理論の発展を顧慮せずに自分の論をまくし立てるといふ趣旨のもので、ケルゼンの学説を適切に把握するという姿勢が欠如していると言わざるを得ない箇所が多い。ケルゼンはその都度、自分の著作の該当箇所を逐語的に引用して対置するというやり方で、応答している。彼らのような批判者の轍を踏まずにケルゼンの帰属性論の真意を理解するためには、本稿で行ったようなケルゼンの著作の時系列的推移を、ケルゼン自身の論述を通して考察する作業が不可欠であると思う。

また、本稿では、考察することができなかったが、帰属性の考察に欠かせない「機関(関係)」と「代理(関係)」の異同等について検証することが残された課題であると思う。この残された課題については、続稿で扱う予定である。なお、本稿では、ケルゼン理論を三期に分けて検討したが、帰属性論という限られた視角からのものなので、これがケルゼン法学全体の発展とどういう関係をもつかということも未解決の問題であり、今後の課題である。

(1) ケルゼンの次の著作から引用する場合の出典表示は、略書名と頁数を組み合わせて、本文中に表示する形式をとる。

HP=Haupprobleme der Staatsrechtslehre, 1. Aufl., 1911; 2. Aufl. 1923. 『国法学の主要問題 第一版』『国法学の主要問題 第二版』なお、本文は第一版と第二版でまったく変更はないので、「HP」で引用し、第二版序文(Vorrede)を引用する場合のみ、「HP2」として引用する(頁数はローマ数字)。

Grenzen=Über Grenzen zwischen juristischer und soziologischer Methode, 1911. 『法律学的方法と社会学的方法との境界について』

ASL=Allgemeine Staatslehre, 1925. 『一般国家学』

RRL=Reine Rechtslehre, 1. Aufl., 1934. 『純粹法学 第一版』

GTL S=General Theory of Law and State, 1945. 『法と国家の一般理論』

RR12=Reine Rechtslehre, 2. Aufl., 1960. 『純粋法学 第二版』

なお、日本語訳については、先行の訳業を適宜参照したが、訳語を統一する必要上、必ずしもそれらに従わず、すべて訳し直した。

- (2) たとえば、当時、定評のあった哲学概念辞典である Rudolf Eisler, Wörterbuch der philosophischen Begriffe, 1. Aufl. 1904; 等参照。なお、一九三〇年刊行の同書第四版では、ケルゼンの「主要問題」一四五頁からの引用が追加記載されている。(4. Aufl., 1930, S. 674)

- (3) Fritz Schauer, Die Wiener rechtsphilosophische Schule, in: Logos Bd. 11 (1922/23), S. 309-328.

- (4) ザンダーとの論争については、別稿において論じた。加藤昌美「ザンダーの法学における帰属性 (Zurechnung) の研究—ケルゼンの純粋法学との論争—」『広島法学』三〇巻四号(二〇〇七年)二七—四九頁、参照。

- (5) この点について、黒田覚は、「ケルゼンにおいては、法規内の二要件、たとえば窃盗なる要件と刑罰なる要件との結合が帰属と称せられるとともに、代理人の行為が本人のために効果を生じ、機関の行為が法人の行為としての効果を生ずるような結合の關係をも—代理人の場合と機関の場合とはケルゼンによれば、何らの区別がない—同じように帰属と呼ばれている」と説明する(『ウイン学派の法学とその諸問題』大鐘閣、一九二七年、六五頁)。また、長尾龍一は、「しかし、『主要問題』の記述の欠陥は、法命題における要件と効果との結びつきと、ある事象とある人格(Person)との結びつきという、二つの帰属を区別しなかったことにある」とし、ケルゼン理論の「欠陥」であると断定する。(ケルゼン『法学論』(ケルゼン選集5)、木鐸社、一九七七年、一六五頁)。

- (6) 横田喜三郎は、「彼の数多い著書のうちで、最も代表的なものを選ぶとしたら、おそらく、『主要問題』と『一般国家学』を挙げるべきであろう。前者は、ケルゼンの法学上の根本思想を、特にその方法論を深く論述したものであり、この根本思想に指導されて、特にそこに主張された方法をもって、法と国家に関する一切の問題を広く体系的に論述し、ある程度まで彼の学説を完結したものが後者である」と述べている。(『法学協会雑誌』五五巻一号(一九三七年)一四三頁)

- (7) 宮沢俊義は、「一般国家学」は、ケルゼンの数多い著作のうちでまさしく「代表的」という形容詞を付けても過言ではない位置づけのできるものである。著者自身、この書で彼の「先行論文的著作の結果を集成補遺して一般国家学の一体系を企図した」と記述している(『国家学会雑誌』五一巻三号(一九三七年)一四七頁)。

- (8) 尾高朝雄によれば、『純粋法学 第一版』は、法の問題に関するケルゼンの二十余年来の労作の成果がケルゼン自らの筆によって要約されたものである。それまでの数多いケルゼンの著作は、『一般国家学』のように体系的なものは余りに大部であって、また、

- その叙述も相当難渋のきらいがあり、他のものにあつては組織立った論述よりもむしろ批評と論争とに力点が置かれ、彼の全貌を容易に理解するのに適するものは、比較的に少なかつた。これに反して、この書物は、文章も体裁も極めて簡潔であり、純粋法学の取り扱った根本問題を順序良く展開させているとされる。(『国家学会雑誌』四九巻七号(一九三五年)一一一九頁)
- (9) ケルゼン理論は、部分的には英語圏でも有名であつたが、『法と国家の一般理論』によつて初めてその全貌が知られるようになったと言つてよからう。ちなみに、『純粋法学 第一版』の英語全訳が出版されたのは、実に一九九二年のことである。Kelsen, *Introduction to the Problems of Legal Theory*, trans. by Bonnie Litschewski Paulson and Stanley L. Paulson, 1992.
- (10) (1) Kelsen, *Causality and Imputation*, in: *Ethics*, vol. 61 (1950), p. 1-11.
 (2) Kelsen, *Kausalität und Zurechnung*, in: *Österreichische Zeitschrift für öffentliches Recht*, N. F. Bd. 6 (1955), S. 125-151.
 (3) Kelsen, *Causality and Imputation*, in: Kelsen, *What is Justice?—Justice, Law, and Politics in the Mirror of Science* (1957), p. 324-349, p. 394-397.
- 三編の内容は基本的には変わらず、(1)の英語版は全体が一四節であるが、(2)のドイツ語版では全体が一五節に増補されており、(3)の英語版は、(2)同様、一五節である。ケルゼン『正義とは何か』(木鐸社、一九七五年)に収められている(3)の長尾龍一訳(一九七—三九頁)は、タイトルを「因果律と自由意思」に改めており、「帰属性」がタイトルに表れていない。なお、引用は文献(1)により、順にp. 4, 6, 9である。
- (11) Kelsen, *Was ist die Reine Rechtslehre?* in: *Demokratie und Rechtsstaat. Festschrift zum 60. Geburtstag von Prof. Dr. Zaccaria Giacometti*, 1953, S. 143-162, 144, 147, Gerd Roellecke (Hrsg.), *Rechtsphilosophie oder Rechtslehre?*, 1988, S. 232-253. に収録されており、引用(S. 245-246)はこれによる。
- (12) 「Zuschreiben」は、ドイツ民法(BGB)第八九〇条第二項と第一一二一条において、不動産登記法上の追加登記記入の意味で用いられている用語である。ただし、ケルゼンがこの語をなぜ採用したのかは、彼自身の言明がないので不明である。なお、『純粋法学 第二版』を英訳したM・ナイト(Max Knight)は、ケルゼン自身の校閲を経て「attribution」(この語自体は『法と国家の一般理論』ですでに用いられていたが)を英訳語として用いている。Kelsen, *Pure Theory of Law*, 1967, p. 150.
- (13) Kelsen, *Professor Stone and the Pure Theory of Law*, in: *Stanford Law Review*, vol. 17 (1965), p. 1128-1157. など、引用は、p. 1135-1136である。

- (14) Julius Stone, *Legal System and Lawyer's Reasonings*, 1964, p. 98-136.
- (15) Kelsen, *Logisches und metaphysisches Rechtsverständnis : Eine Erwiderung*, in : *Osterreichische Zeitschrift für öffentliches Recht*, Bd. 18 (1968), 1-35.
- (16) Kelsen, *Allgemeine Theorie der Normen*, Hrsg. v. Kurt Ringhofer und Robert Walter, 1979.